

次期子どもかがやきプランについて

平成28年11月21日

総合教育会議

基本方針

1

「地域で学ぶ」

特別支援学校の整備

特別支援学校に通う児童生徒数の増加、長時間の通学、障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、知的障がい、肢体不自由、病弱等のような障がいがあっても、小学部から高等部まで、地域で学ぶことができる特別支援学校を県内各地域に整備します。

基本方針

2

「地域で育つ」

支援体制の確立

特別支援学校のセンター的機能を充実することで、教員の専門性の向上や関係機関との連携を図るとともに、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校等すべての学校において適切な指導・支援を行う等、発達障がいを含めた障がいのあるすべての幼児児童生徒が生き生きと地域で育つことができるよう一貫した支援体制を確立します。

基本方針

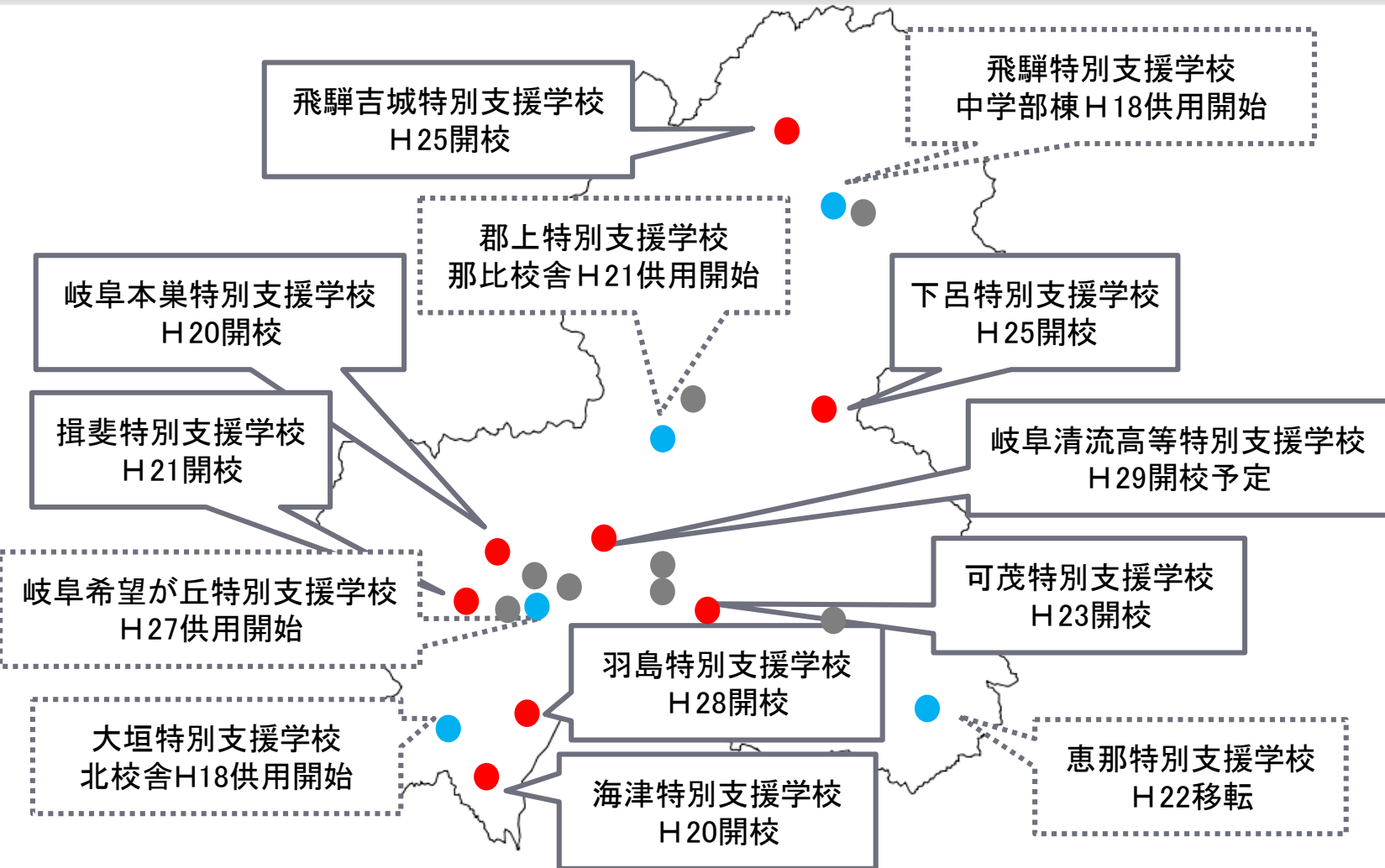
3

「地域に貢献する」

職業教育の充実

卒業後、地域で働き、地域に貢献する力を育成するため、社会的自立に向けた就労支援システムの構築や作業学習、職場実習の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進めます。

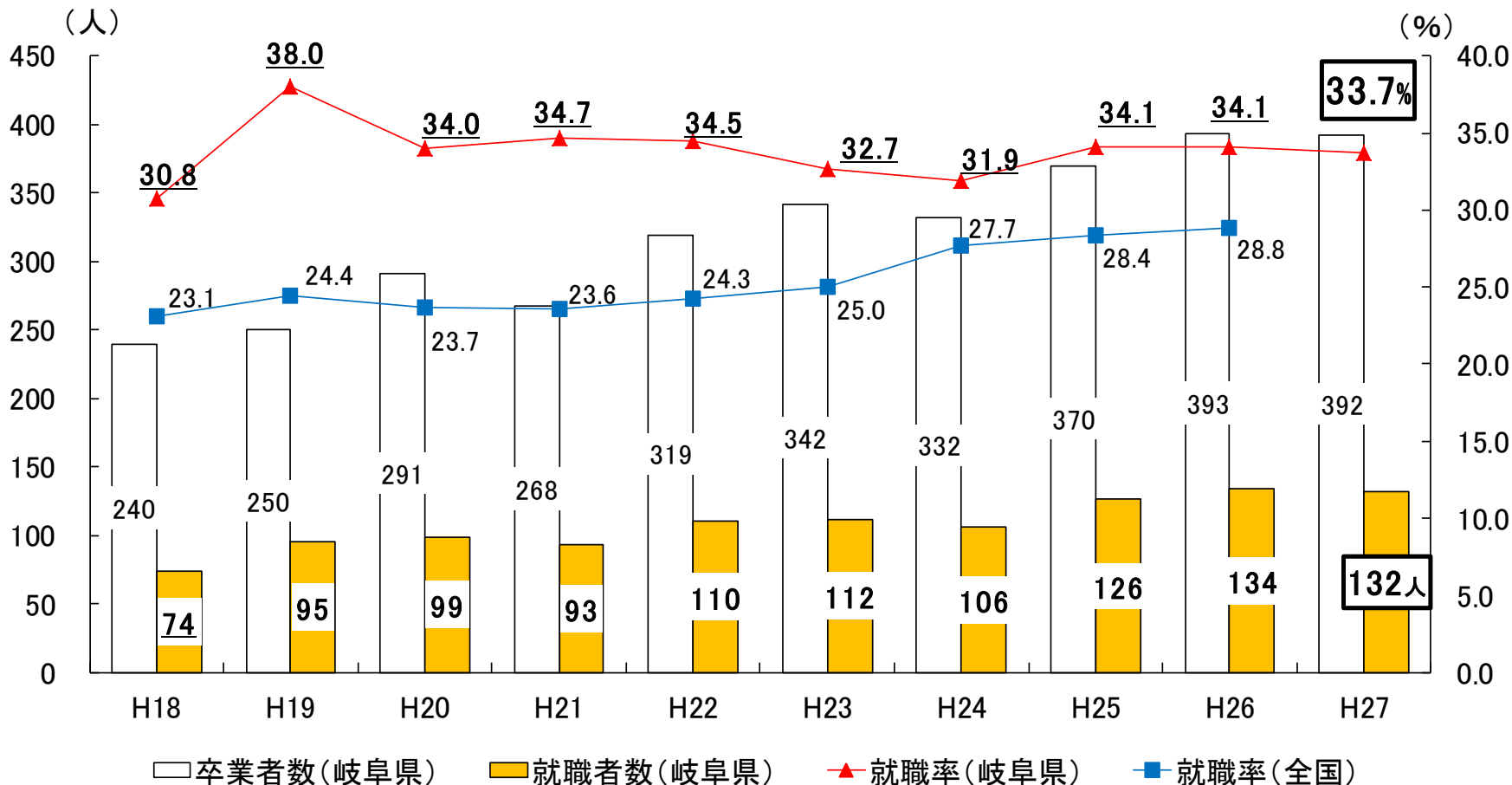
特別支援学校の整備状況



■子どもかがやきプラン策定以来、特別支援学校を12校体制から20校体制に急ピッチで整備

特別支援学校高等部卒業生の進路状況

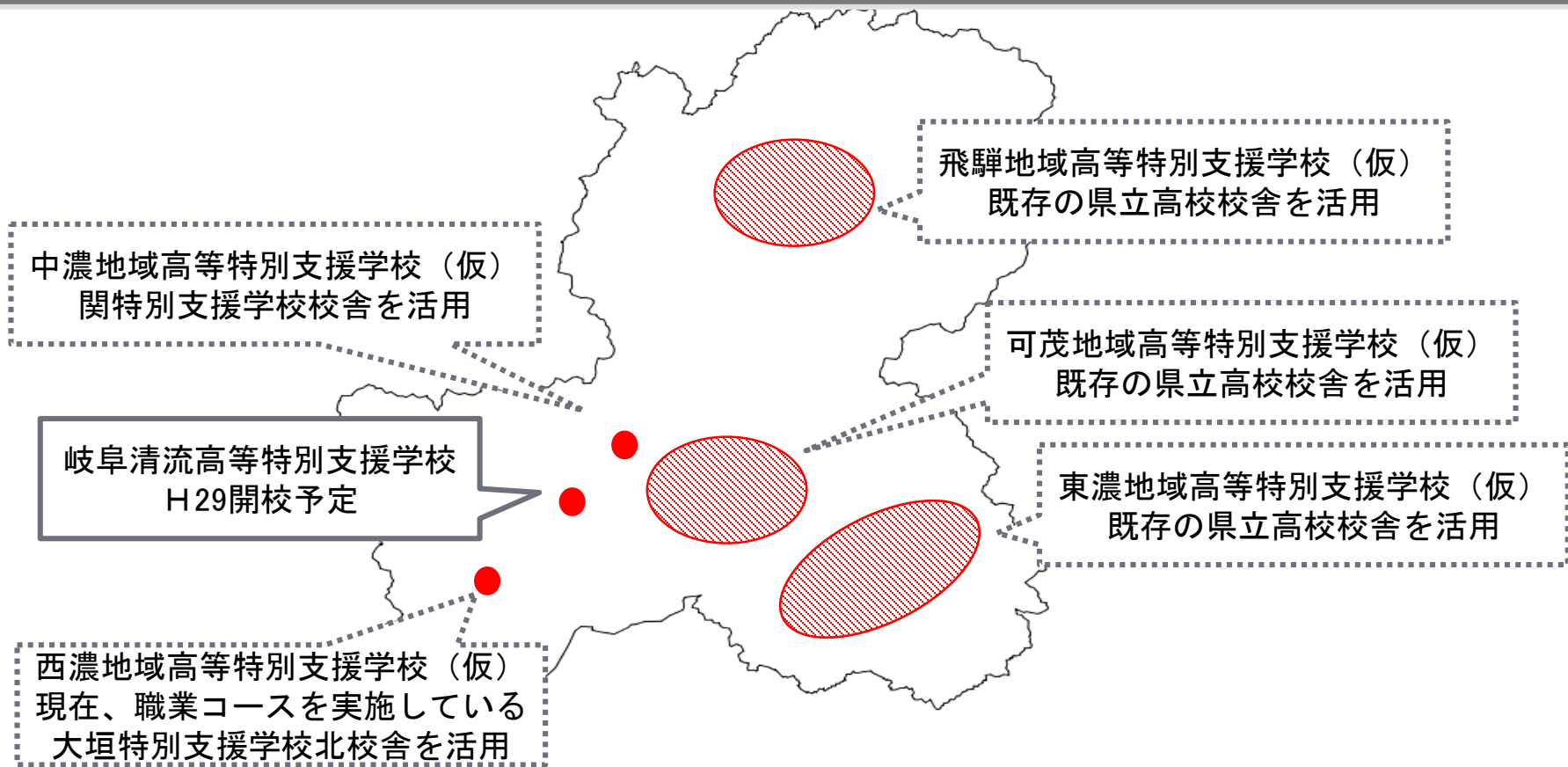
◆ 特別支援学級高等部の卒業生数と就職率の推移（学校基本調査より）



■ 就職者数は10年間で1.8倍増加

■ 就職率は全国平均を上回っているものの、横ばい

高等特別支援学校機能の全県展開

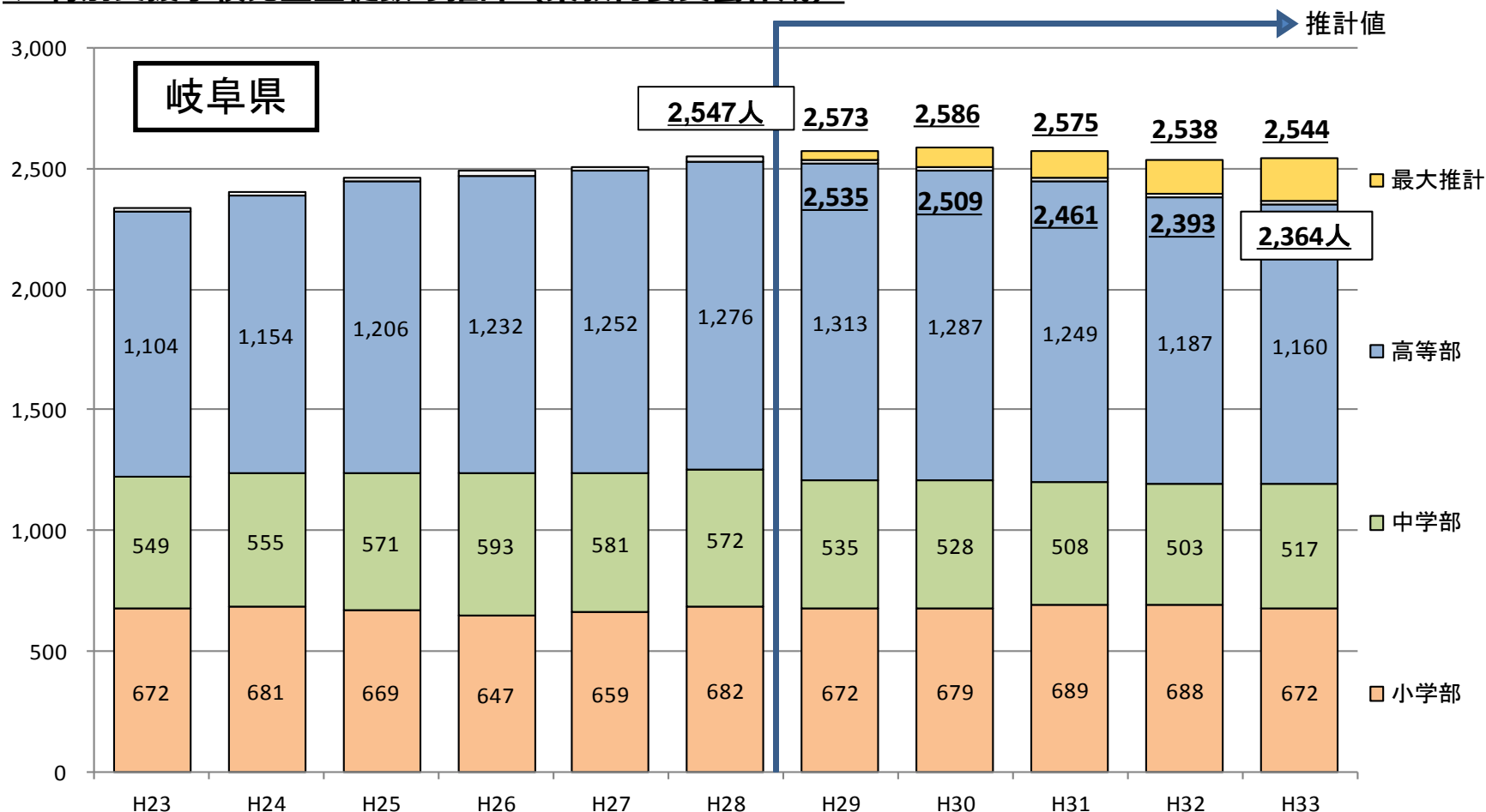


【整備方針】

- 各地域に設置
- 新たな校舎建築はせず、既存の特別支援学校や高校を活用
- 特別支援学校高等部生徒数が増加している地域から整備

特別支援学校児童生徒数の今後の見込み

◆ 特別支援学校児童生徒数の推計（県教育委員会作成）



■ 平成28年度から30年度がピークとなり、今後は徐々に減少していくと推計

高等部生徒数が増加している特別支援学校

特別支援学校	現 状	対 応 案
揖 斐	特別教室を改修して普通教室を確保したが、 物理的には限界 に達している。	西濃地域高等特別支援学校(仮)の早急な整備 により、軽度知的障がいの高等部への入学者を減少。
岐阜本巣	段階的整備を前提に、4階建の北校舎・南校舎の1、2階を使用。	北校舎の3、4階を整備。平成29年度から実施設計に着手。
中 濃	軽度知的障がいの生徒を空き教室がある隣接の関特別支援学校に移動	さらに関特別支援学校に移動させる生徒数を増やす。
可 茂	特別教室を改修して普通教室を確保してきた。さらに 普通教室2教室を捻出可能 。	当面は、さらなる特別教室の転用により、普通教室を確保しつつ、 可茂地域高等特別支援学校(仮)の整備を準備 。

【高等特別支援学校整備の優先順位】

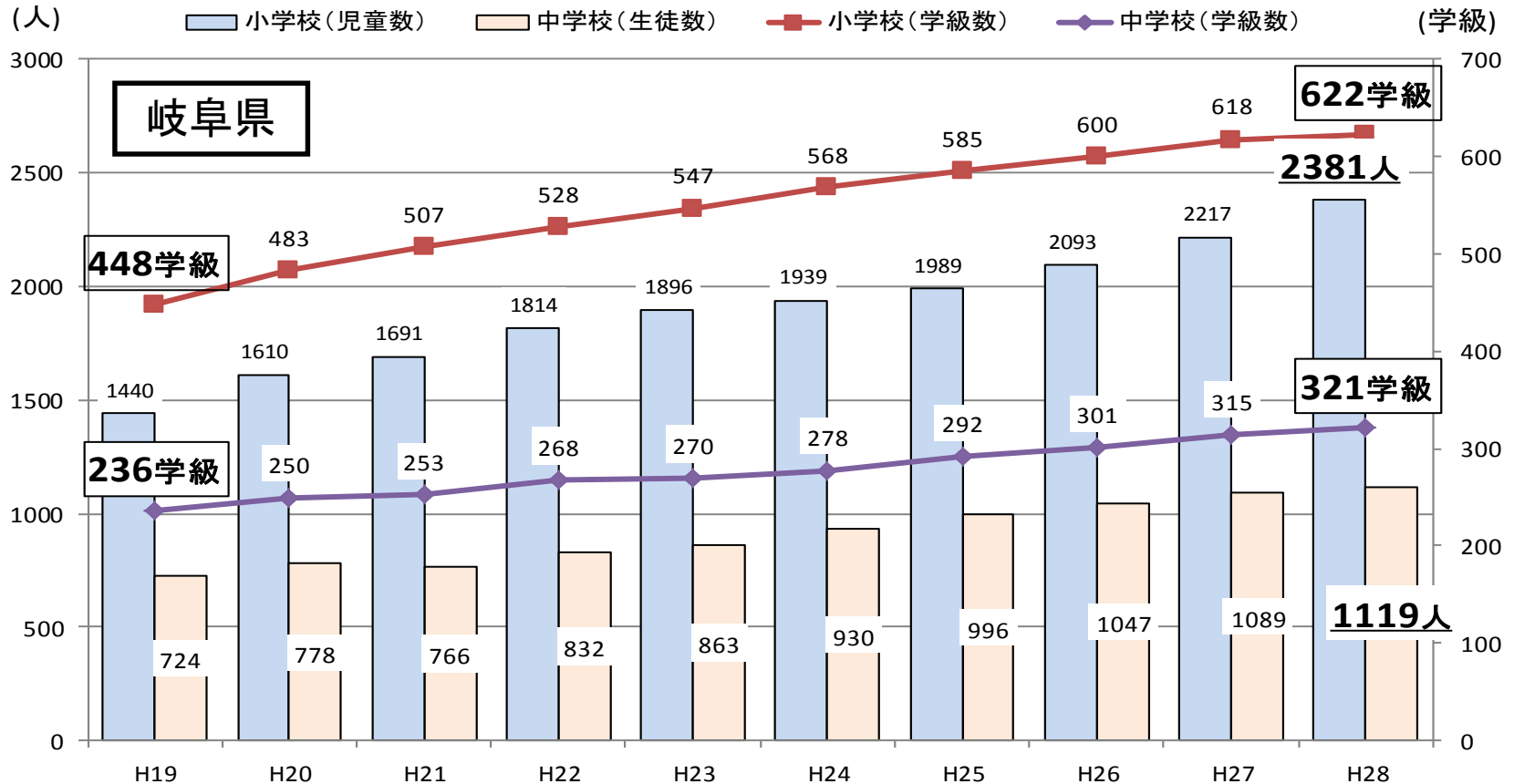
- 高等部生徒が増加している揖斐特別支援学校への対応としても、西濃地域高等特別支援学校(仮)の整備が急務

※最速：年内の設計着手により、平成30年春の開校が可能

- 可茂地域高等特別支援学校(仮)は、西濃の次の順位で整備が必要

特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移【小中比較】

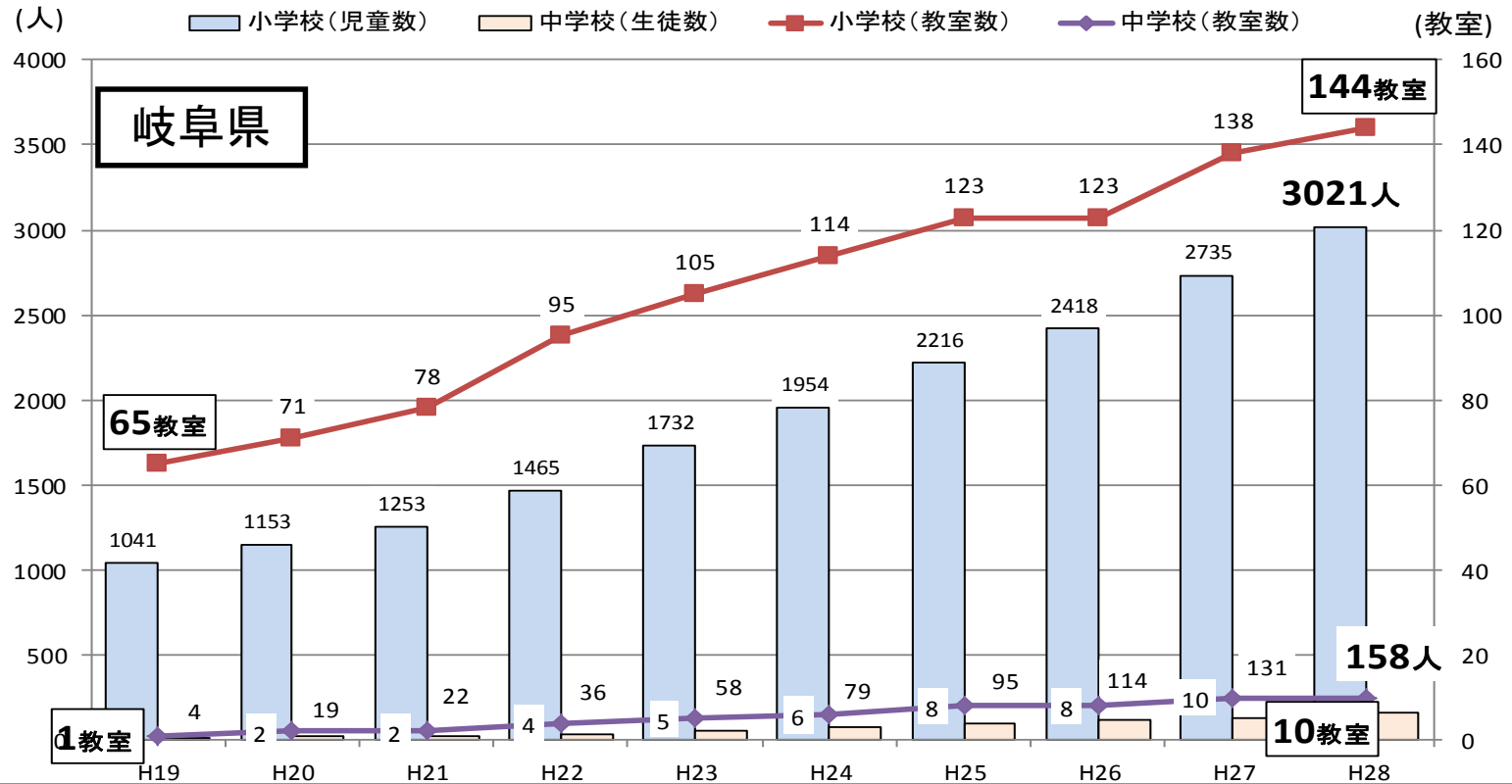
◆ 特別支援学級に在籍する児童生徒数及び学級数の推移（県教育委員会調べ）



■ 特別支援学級数及び在籍児童生徒は、小学校、中学校ともに、増加傾向にある

通級による指導を受ける児童生徒数の推移【小中比較】

◆ 通級による指導を受ける児童生徒数及び教室数の推移（県教育委員会調べ）

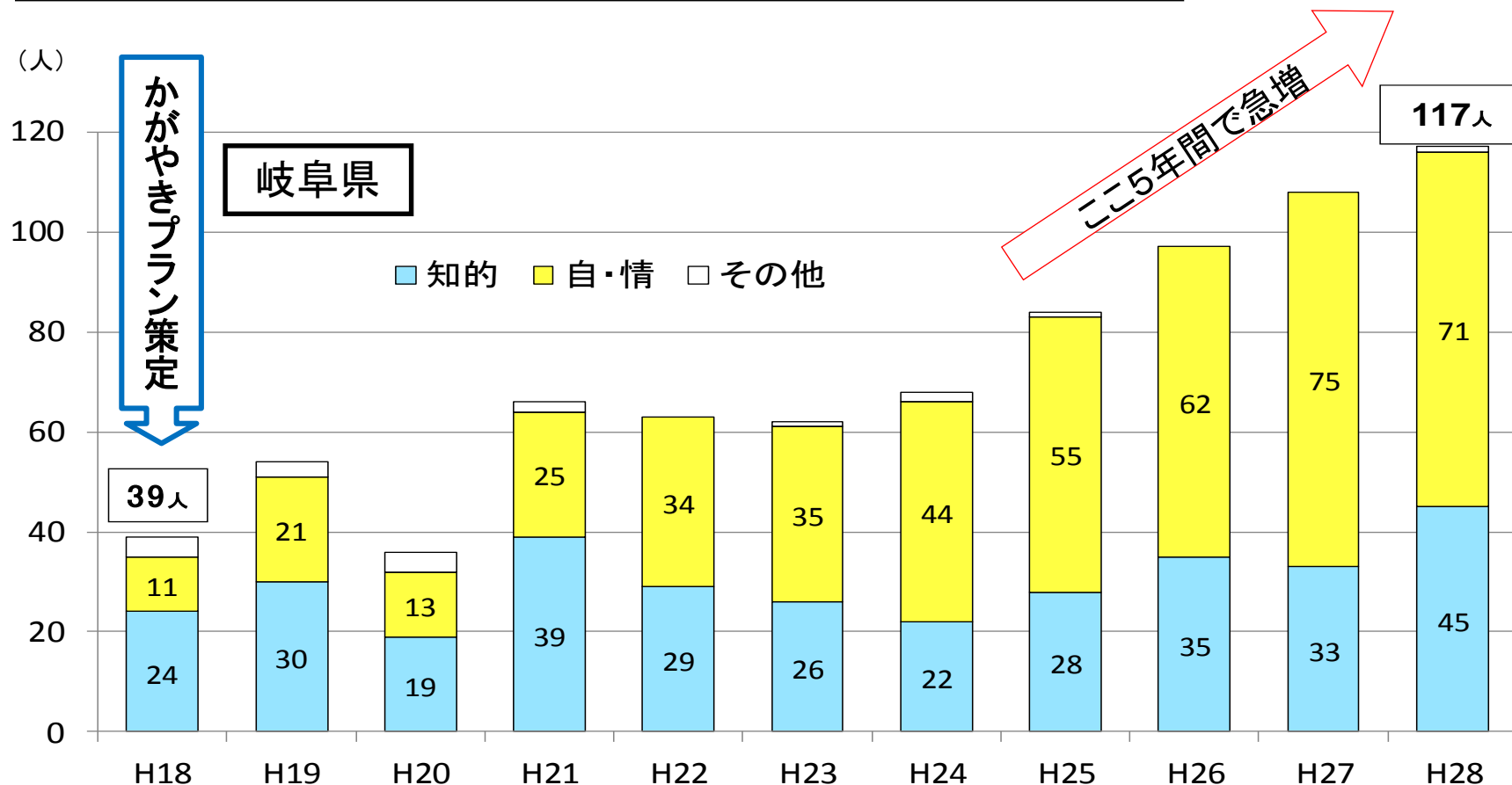


■ 友達の目が気になることや、通常の教科の授業が受けられないことから、希望者が少なく教室が設置されないため、中学校では小学校に比べて、生徒数・教室数が極端に少ない

➡ 通級指導を使いやすい仕組みとして構築することが必要

特別支援学級から高等学校への進学者数

◆ 中学校特別支援学級から高等学校への進学者数推移（県教育委員会調べ）



- 10年間で、知的障がいの生徒が1.9倍の増加
- 自閉症・情緒障がいの生徒は6.5倍に増加

新たなプラン策定

(1) 子どもかがやきプランの成果

- ・ 特別支援学校20校体制の完成
- ・ 小・中・高においてコーディネーターを配置する等の体制の整備

(2) 背景

- ・ 「学校教育法施行令」改正（平成25年）
 - ◇障がいの状態や教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して就学先を決定する仕組みに変更
- ・ 「障害者権利条約」批准（平成26年）
 - ◇障がい者の権利の実現のための措置等を規定
- ・ 「障害者差別解消法」施行（平成28年）
 - ◇障がいに基づく差別の禁止、合理的配慮の提供の義務化等を規定
- ・ 「発達障害者支援法」改正（平成28年）
 - ◇共に教育を受けられるような配慮、個別の教育支援計画等の作成等を規定
- ・ 「高等学校における通級による指導の制度化」
 - ◇平成30年度から制度開始（文部科学省）



かがやきプランの計画終了年度を待たず、新プランを策定

新たなプラン策定に向けた主な論点

テーマ：インクルーシブ教育の推進

- ・ 多様な学びの場の整備と連携
- ・ 小中高特すべての学校の教員の専門性の向上

(1) 高等特別支援学校機能の全県展開

- ①企業就労に向けた専門的な職業教育の実施
- ②既存の県立学校校舎を活用して各学区に計画的に整備

(2) 発達障がいのある児童生徒への支援の強化

- ①小中学校における「個別支援教室」の導入
- ②高等学校における「小人数コミュニケーション講座」の導入
- ③小・中・高一貫した支援を引き継ぐシステムの構築
- ④情報機器を活用した支援の導入
- ⑤高校進学に向けた合理的配慮の提供
- ⑥高校における特別支援教育支援員の配置

等

(3) 学びの場を支える教員の専門性向上

- ①小中高に発達障がい支援の中核となる教員を養成